

# 高額介護予防サービス費 相当事業費申請のご案内

この制度は、『川崎市介護予防・日常生活支援総合事業』（以下「総合事業」といいます。）の指定事業者による「訪問型サービス」「通所型サービス」をご利用になっている方が、1か月に支払われた自己負担額が一定の基準額を超えた場合に申請により払い戻される制度です。



○払い戻しの対象となる可能性のある方については、川崎市から「支給申請のお知らせ」と併せて「支給申請書」を送付いたします。

○初めて高額介護予防サービス費相当事業費の支給を受けるには、住民票所在地の区役所・地区健康福祉ステーションの介護保険担当窓口へ申請が必要になります。

\*介護保険サービスによる高額介護（介護予防）サービス費の申請を行っていただいている方は、指定された口座に自動的にお振込みいたしますので、申請手続きは不要です。

\*支給申請には時効があります。川崎市から「支給申請のお知らせ」等がお手元に届きましたら、お早めの申請をお願いします。

○一度申請され支給を受けた方は、次回以降支給対象となった場合、指定された口座に自動的にお振込みいたしますので、以後の申請手続きは不要となります。

高額介護予防サービス費相当事業費に関するお問い合わせは

◆川崎市総合事業専用ナビダイヤル◆ まで

☎0570-040-114

受付時間 8:30~17:15

月~金曜日（祝日、12/29~1/3を除く）



お電話の際は、「高額介護予防サービス費相当事業費の件で」とお伝えいただくと、スムーズです。

## 高額介護予防サービス費相当事業費<sup>※3</sup>の自己負担限度額

1か月の自己負担額について負担限度額（月額）を超えた額が払い戻されます。

\*自己負担額のうち福祉用具購入費や住宅改修費、施設での食費・居住費や日常生活費、保険給付外サービス（全額自己負担で利用した介護サービスなど）については対象となりません。

区 分	負担限度額（月額）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方 <sup>※2</sup>	44,400円（世帯） <sup>※1</sup>
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円（世帯） + 年間上限額の設定 <sup>※4</sup> （1割負担者のみの世帯）
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老齢福祉年金を受給している方</li> <li>・ 前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方等</li> </ul>	24,600円（世帯） 15,000円（個人） <sup>※1</sup>
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）

※1 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービス等を利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービス等を利用したご本人の負担の上限額を指します。

※2 世帯で65歳以上の方の住民税課税所得額が145万円以上の場合、負担の上限が44,400円（月額）となります。

※3 総合事業のサービス利用による高額介護予防サービス費相当事業費は、いったん介護保険サービスによる自己負担額について高額（介護予防）サービス費を算出した後に、総合事業によるサービス自己負担額を加えて算出します。



※3 【老齢福祉年金を受給されている方】または【前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方】の方が世帯に含まれる場合は、高額（介護予防）サービス費の支給額計算を行った後（①）、総合事業のサービスの利用による自己負担額を介護保険サービスの自己負担額とみなして合算することにより、世帯全体の支給額を算出し（②）、さらに、算出された世帯全体の支給額（②）から高額（介護予防）サービス費（①）を控除することによって、総合事業のサービス利用による高額介護予防サービス費相当事業費を算出します。

※4 平成29年8月から適用となります。なお、1割負担となる被保険者のみの世帯については、年間の負担上限額（446,400円）が設定されます。（3年間の時限措置）